

# 工場の委託拡大を阻止しよう

## 2009年度賃金確定等に 勝利するための秋季年末闘争方針

2009年10月16日  
第1回中央委員会

### せいめい

身分移管以降3度目の2008年賃金確定をめぐる闘いは、アメリカのサブプライムローンの破綻に端を発した、世界的な金融危機による急激な景気の後退や雇用の悪化の中、日本の経済や雇用情勢も先行きが不透明な状況の下での闘いであった。

区長会は「国公準拠」や「他団体の動向」を繰り返して主張し、厳しい内容の提案を強行したが、成績率制の改正等の提案を実施時期や実施内容を大きく譲歩させ、「給料表の早期提示」や「技能主任等の設置基準」の改善を勝ち取ったこと等、総合的・一体的に判断し、妥結したものである。

自公連立政権が推し進めてきた新自由主義による「構造改革」や「規制緩和」政策が大企業の利益第一主義を先導し、弱者を切り捨て、「痛み」を押しつけ、「貧困と格差」があふれ、閉塞感に覆われた社会を生み出した。こうした社会状況に対する不満や批判の矛先を公務員攻撃にすり替え、連日、新聞やマスコミなどのメディアを利用し、公務員ハッシングを繰り返している。

特に現業労働者に対して国・総務省は、各地方公共団体における給与の見直しを資するため、技能労働職員の給与決定の基本的考え方を整理するとともに、その具体的な反映手法等を研究するため「技能労働職員の給与に係る基本的考え方に関する研究会」を設置し、本年3月に「報告書」を発表した。こうした各自治体への締め付け、強い指導の下、賃金改悪の攻撃を強め、自立した地方自治体であるにもかかわらず、東京都や23特別区は国に追随し、首都圏で働く労働者の生活実態を無視し、賃下げ攻撃を強行している。

自らの闘いにのみ力を注ぐだけでは今日状況を突破することは困難である。幅広く共闘の輪を広げる必要がある。特に東京都の妥結内容は、特別区に与える影

響が大きいことから、都労連闘争への連帯、共同行動等を取り組む。もちろん、同じ区長会を相手に確定闘争を闘う特区連・各区職労との連携、共同行動も積極的に取り組んでいかなければならない。

10月8日、特別区人事委員会は「平成21年 職員の給与に関する報告及び勧告」を行った。その内容は、基本的に人事院勧告に追随する内容であり、評価できるものではない。特別区人事委員会勧告を受け、09賃金確定闘争は労使の攻防が本格的に展開されることになる。

09春闘では、経営側の対策として「100年に一度」の金融危機・不況を理由に、賃上げも雇用安定にも応えないとする態度を鮮明にし、ベアのゼロ回答、実質的な賃金カットとなる定期昇給の凍結、ボーナスの減額など厳しい結果となった。民間のこうした厳しい状況からして、今次確定闘争も激しく厳しい闘いとなることは間違いない。

単一労組として経験してきた闘いから得た多くの教訓を活かしながら、自らの労働条件は自らの闘いで切り拓く」という気構えのもと、迫力ある大衆行動の展開と交渉等を積み重ね、不当かつ理不尽な区長会提案をはねかえし、諸要求の実現に向け取り組みを強化していかなければならない。

### 1 2009特別区人事 委員会勧告の概要

#### (1) 勧告前の経過

組合員の切実な声を勧告に反映させるべく、3月26日、特別区人事委員会への要請を取組み、組合の意見を聞く場を設けること、「公民比較対象企業の規模の見直しを行うこと」「労働基本権の代償措置である人事委員会勧告は、高い物価の首都圏での生活費、民

間給与を精確に反映し、職員の給与改善となる勧告を行うこと」など、職場実態や生活実態を踏まえ、15項目にわたって要請した。この要請に対し、7月31日に特別区人事委員会からの回答が示された。「皆さんからの意見を聴く機会を設けていきたい」とはしたものの、「公民比較企業の規模」や「地域手当の取扱い」など、具体的な要請項目については納得できる回答が示されず、改めて、第三者機関としての特別区人事委員会が国や他団体の動向に左右されることなく、特別区の実態を十分踏まえ毅然と対応し、その役割を果たすことを強く求めた。

一方、区長会に対しては、3月11日、第1回団体交渉を行い、『平成21年度 現業(業務)系人事・任用、賃金制度 改善要求書』を提出し、任用制度及び賃金制度の改善を強く求め、事実上09賃金確定に向けた闘いがスタートした。

#### (2) 特別区人事委員会による 夏季一時金減額勧告

5月11日、特別区人事委員会は、「本年の民間企業における夏季一時金の決定状況は、春闘結果などにおいても大変厳しいものとなっております。昨年に比べて大幅なマイナスであり、異例な事態となっております。」また、「人事院は、民間の状況について特別調査を実施し、その結果を踏まえ、国家公務員の一般職の職員に6月に支給する一時金に関する特別措置について勧告を行ったところである。」とのことを根拠に、「このような社会情勢に適應する必要があること及び国や他団体等の均衡を図る観点から、特別区職員においても特例的な措置が必要と判断した」とし、特別区人事委員会独自の調査もおこなわず、人事院勧告を流用し、「2009年夏季一時金を0・2月減額し1・9月、再任用職員は0・1月減額し、0・9・7・5月」との内容の減額勧告を行った。

わが組合は、事前に特別区人事委員会独自の臨時調査の有無や精確性・信頼性について緊急に申入れを行った。しかし、独自の調査は実施されず、人事院勧告をそのまま流用し勧告を行ったことは、特別区人事委員会が中立・公平な第三者機関としての自律性、主体性を放棄しているのは明らかであり、厳しく糾弾されるべきものである。

一方、勧告を受けた区長会は、「極めて異例なものであるが、景気の急速な悪化にともない民間企業の夏季一時金が大幅に減少することがうかがわれることから、社会一般の情勢に適應する適当な措置を講ずる必要があるとの判断によるものと受け止めている」として、本勧告の取扱いについては、「勧告の趣旨を尊重する姿勢で速やかに検討を行っていく。」とし、5月18日不当にも「社会一般情勢に適應するべきものである」「特別区人事委員会勧告を重く受け止め尊重する」と主張し、「平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る特例処置」を勧告どおり強行提案した。

わが組合は、景気後退による企業利益の悪化により民間企業従業員の賃金が減少傾向にあるなど、諸般の事情等を考慮し、民間企業従業員の賃金が改善された場合は即座に我々に反映させることと同時に、賃金確定期に向けて区長会として必要な対応を特別区人事委員会に対して行うことを強く求め、きわめて不本意であったが妥結した。

#### (3) 2009年勧告の概要

特別区人事委員会は10月8日、2009年賃金等に関する勧告を行った。その概要は、

- ① 職員給与が民間給与を上回っており、公民較差(△1、605円、△0・38%)を解消するため、給料表の引下げ改定、期末手当・勤勉手当(ボーナス)を現行4・5月から4・15月に引下げ(△0・35月分)
- ② 地域手当の支給割合を、現行の16%から17%に引き上げ、給料月額を引き上げ分と同率程度引き下げ。
- ③ 給与カーブのフラット化により、若年層の引下げを緩和し、中高年齢職員との世代配分の是正を図る。

以上が勧告の概要である。わが組合は、特別区人事委員会が首都圏で生活する特別区職員の厳しい生活実態を考慮した切実かつ正当な要請にこたえていないばかりか、人事院勧告に追随した内容であり、特別区人事委員会が中立・公平な第三者機関としての自律性・主体性に欠けるものである。

今後、区長会に対しては、労使交渉を通じ、我々の要求に真摯に対応するとともに、勧告を踏まえた現業(業務)職給料表を早急に提示したうえで個別課題の協議を行うよう強く求めていく。

# 予算人員闘争に勝利し

(2めんより)

## 2 諸課題への対応と 取り組み

### (1) 23区の「統一対応」を 求める取組み

身分移管以降、昇任選考は各区選考とされ、統括技能長・技能長選考にあたっては、数区において欠員状況となっている実態を踏まえ、23区統一選考またはそれに準ずる選考を求めていく。また、サーマルリサイクルの本格実施等、技能長の業務量は増大している。多種多様化する区民からの要望に応え円滑な事業執行のために、技能長を補佐する技能長補佐職の新設を求めていく。技能主任の設置基準は、昨年改善させることができたが、概ね4人に1人を業務の実態を踏まえ、2人に1人とするよう設置基準の見直しを引続き求めていく。

また、清掃調整額の代替措置として本給に組入れた13,000円相当額については、最高号給への到達・格付け廃止等による「13,000円が補償されない実質的な目減り」を余儀なくされる点があり、退職金算定にあたっては「実損回避」にむけ具体的な措置を求めていく。技能V・VIの初任給格付けについても引き続き、要求実現にむけ取組んでいく。

上記以外の課題についても、10月20日の団体交渉で提出予定の『要求書』を基本としながら、諸要求の実現に向けて全力で取り組む。

### (2) 事業関係の統一交渉に 関わる取組み

事業執行に関わる統一対応を求める取組みは、昨年4月18日に中央執行委員長と区長会会長の間で『覚書』が調印され、統一交渉が成立した。交渉項目は「不燃ごみ中継所廃止に伴う職員身分の取り扱い」の一点のみとなっているが、「統一交渉事項については、・・・協議により変更できる」とし、今後統一交渉項目を増やせることを区長会は認めている。

そして、清掃課長会との意見交換の場も定例的に開催され、車両火災問題や車両架装基準など共通基準が

必要な事項についての協議や情報提供も逐次受けている。「平成22年度」作業計画の基本的な考え方についても、窓口とされている清掃課長会との間で、前年度と同様の考え方の区については本部に了解の回答返すことを確認し、すべての区から回答があり交渉議事録も確認した。すでに各区交渉に入っている。

作業計画が予算編成日程に整合性を持たせるためにも、10月の中央委員会（遅くとも11月の中央委員会）で全区がそろって了解できる内容であることを確認し、当局に回答を返すことを追及する。また、自治労現業公企統一闘争とも連動させ取組みを強化する。

引き続き、統一交渉が有する効率的な交渉のあり方についても区長会に理解を求め、交渉項目を増やすことを追求する。

### (3) 清掃工場のアウトソーシング に反対する取組み

清掃工場の安全で安心な操業という立場から、『委託検証検討委員会』や様々な交渉の中で業務委託についての問題点や危険性を指摘してきた。一組総支部が提出した資料は、委託化された工場の現場で起きている問題を個別集約した資料となった。その実態は一組総支部が「偽装特命随契約」と指摘しているように、人員の配置状況、緊急時への対応等、多くの問題をはらむものとなっている。

その指摘が現実のものとなった。9月5日、品川清掃工場で若千21歳の若い下請けの派遣労働者が搬送コンベアに巻き込まれ死亡するという悲惨な労働災害が発生した。搬送コンベア詰まり解除はもっとも危険な作業であり、炉停止に至ることもある。一人で作業を行うこと自体が不合理極まりないことである。発注者としての安全配慮の責務を怠った一組当局の責任は重大であると言わざるを得ない。

こうした悲惨な事故が発生したにもかかわらず、「経営計画」「経営計画プラン」に基づき、9月18日「平成22年度清掃工場運轉管理業務委託」の提案を強行した。具体的には「港清掃工場」と「千歳清掃工場」の運轉管理等の委託提案であった。

安全かつ円滑な清掃工場の稼働には日々の作業を通じての技術・技能の熟練度の向上及びその確実な継承が不可欠であり、これ以上、業務委託による重大災害

を発生させないためにも「港清掃工場」と「千歳清掃工場」に対する不当な委託提案に断固反対し、白紙撤回を強く求め組織の総力上げ闘いぬくものである。

## 3 具体的な取組み (行動計画)

2009年賃金確定闘争にあたっては、わが組合の要求を提出し、早急に区長会の考え方を明らかにさせるとともに、要求の実現を求めていく。専門委員会交渉をはじめ区長会との交渉は昨年にも増す厳しさが予測されるが、前年度を上回る闘争体制を構築し、全組合員の総力で闘いを展開していく。同時に、予算人員要求闘争、一組の業務委託白紙撤回闘争をはじめ諸課題に対する闘いも全力で取り組む。

### ① 機関会議の適時開催

区長会提案の内容、問題点、具体的な行動計画等について、支部代表者会議等の機関会議を適時開催するとともに、その内容について全職場で速やかな意思統一を行う。

### ② 交渉の進捗状況の共有

交渉の進捗状況をリアルタイムで理解出来るよう、『せいそう労働者速報』を発行し、ホームページも最大限の活用を図る。

また、常任中執、中執、中央委員、さらに支部三役、支部執行委員は、それぞれにおかれた立場での任務と責任を自覚し、取組みことに努力する。

具体的には、常任中執は担当する地連を中心に地連出身中執や地連役員と連携を密にして地連内各支部のオルグを積極的に行い、各支部役員や組合員との意思統一を図ることに努めるものとする。

### ③ 地連単位の行動

昨年同様、地連を単位として各ブロック幹事区長(役員区長)への要請、当該区での総決起集会を開催する。

### ④ 特区連・各区職労との連帯、 共同行動

同じ区長会を相手に闘う特区連との意見交換を行う

など、連帯・共同行動を最大限取り組む。

### ⑤ 都労連闘争への連帯、共闘

特別区への影響も大きい都労連闘争に注視しつつ、情報収集や連帯・共闘を取り組む。

### ⑥ 区長会への抗議行動

全支部・地連代表参加による区政会館での集会や座込行動等を取組む。区長会会長区である江戸川区において区長会会長要請を行うとともに、総決起集会を開催する。

### ⑦ スト権批准投票

諸行動の展開、精力的な交渉の積み上げにより要求の実現を目指す。最終局面においてはストライキを構え、組織の総力で区長会に「決断」を迫っていく。ストライキの日程等については別途、拡大闘争委員会等に提起し確認することとするが、全組合員による批准投票を10月末を目途に行うこととする。

### ⑧ ステッカー等の取組み

要求実現にむけ、全職場でのステッカー貼付等に取組む。

### ⑨ 全組合員および家族署名

家族を含めた署名に取組む。集約した署名は各ブロック幹事区長ならびに特別区長会会長への要請行動実施時に手交する。

### ⑩ その他

不当な提案をはねのけ、要求を実現するために、上記の取組みを全力で行うとともに、職場・支部(総支部)・地連・本部を通じ創意工夫による取組みを行う。

## 4 今後の主な予定 (10月・11月)

2009年10月16日現在